

1 ■043■ 別件逮捕・勾留

2 ◎別件逮捕・勾留の意義について

3 \*別件逮捕・勾留の定義を正確に理解しよう。

4 ・殺人について取り調べるために窃盗で逮捕・勾留した。本件は？ 別件は？

6 ◎問題は別件逮捕・勾留が違法な理由と判断基準だ。

7 \*本件基準説は、何を違法と考え、どのような基準で判断する？

10 \*別件基準説は、何を違法と考え、どのような基準で判断する？

13 \*実体喪失説は、何を違法と考え、どのような基準で判断する？

16 ◎判例学習の判例 24 を読んで答えなさい。

17 \*「事実の概要」「法の解釈と運用①」を読み、本判決が別件逮捕・勾留をどのように  
18 定義したかを述べなさい。

21 \*この定義にはどのような特徴があるか。上述の典型的な3つの学説と比較して検討  
22 しなさい。

26 ◎あなたは、どの説が妥当と考えるか？ その理由は？

30 ◎別件逮捕・勾留と判明した場合に、どのような法的効果が生じる？

35 ■044■ 身体拘束状態を利用した被疑者取調

36 ◎別件逮捕・勾留が絶えないのは、「身体拘束状態を利用した取調べ」をしたいから。

37 そこで、そのような取調べ自体を問題にする必要がある。

38 \*取調べに関する規定を確認しておこう。条文は2つある。

39 ・被疑者は何条？

41 ・被害者や目撃者等の第三者は何条？

45 ●検察事務官が、検察官の指揮を受け、詐欺被疑事件の被疑者を呼び出して、その取調べ  
46 を行ったのは違法である。(司)

47 ●司法警察職員は、被疑者の供述を録取した調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、  
48 誤りがないかどうかを問うことができるが、被疑者は、その調書に誤りのないことを申  
49 し立てたときは、これに署名押印しなければならない。(司)

- 1 ●司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭  
2 を求め、これを取り調べるができるが、その取調べに際しては、その者に対し、あ  
3 らかじめ、自己又は自己の配偶者等が刑事訴追を受けるおそれのある供述を拒むことが  
4 できる旨を告げなければならない。(司)
- 5 ●司法警察員が身体を拘束された被疑者を検察官に送致する手続をした後は、司法警察職  
6 員は、被疑者を取り調べるができないが、検察官から指示を受けたときは、この限  
7 りではない。(司)

- 8
- 9 ◎身体拘束下における日本の被疑者取調べの実務（生きた法）の特徴は、3つある。  
10 \*3つの特徴を簡潔に説明しなさい。

11

12

13

14

15 ■045■ 取調べ受忍義務

- 16 ◎あるべき法の検討に移ろう。ここでは、取調べ受忍義務について。  
17 \*何条のどの文言が解釈問題となる？

- 18
- 19
- 20 ●司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いて  
21 は、その出頭を拒むことはできないが、出頭後、何時でも退去することができる。(司)

- 22
- 23 \*取調べ受忍義務肯定説はどのように解釈する？

- 24
- 25
- 26 ・この説に対し、どのような批判が加えられている？

- 27
- 28
- 29 \*取調べ受忍義務否定説はどのように解釈する？

- 30 ・なぜそのように読めるのか、説明できる？

- 31
- 32 \*あなたはどちらの説が妥当だと思う？ その理由は？

- 33 ・この論点については大量の学説があるので、いろいろ調べてみよう。  
34 もちろん、本書が紹介していない学説を採用してもよい。

35

36

37 ■046■ 余罪の取調べ

- 38 ◎別件逮捕・勾留は違法だが、余罪（逮捕・勾留の原因となった犯罪とは異なる犯罪）の  
39 取調べは一切違法、ということはないだろう。そこで余罪取調べの限界について検  
40 討してみよう。

- 41 \*そもそも余罪とは？

- 42
- 43 身体拘束の理由とされている（ ）以外の事実
- 44
- 45
- 46
- 47
- 48
- 49

1 \*テキストに書かれてある順番で学説を見てみよう。

2 ・第一説：別件基準説に立ったうえで、

3 198 I 但が（ ）を認めていると解釈したうえで、  
4 （ ）の原則を（ ）の範囲にも適用し、  
5 本罪については（ ）があるが  
6 余罪については（ ）はないと捉えたうえで、  
7 （ ）を余罪にも事実上課した場合には  
8 当該取調を違法とする。

9  
10 ・第二説：別件基準説に立ったうえで、

11 余罪の取調べが、具体的状況のもとで、  
12 （ ）を実質的に（ ）する場合には  
13 当該取調を違法とする。

14  
15 ・第三説：本件基準説に立ったうえで、

16 余罪（本件）の取調べ目的で別件逮捕したことが窺われる場合は  
17 逮捕・勾留自体を違法とする  
18 取調べのために身体拘束があるわけではないから、  
19 別件逮捕でない限り、  
20 余罪取調べ自体に何らかの限界を設けることは（ ）。

21  
22 \*これまでの学習をふまえて判例学習 24 の裁判例&コメントをすべて読もう。

23 \*この裁判例は、理論的に一貫しているか？

24 一貫していないとすれば、どのような配慮がなされたためか？

25  
26  
27 ・これまでの学習をふまえて、あらためて、以下の三点につき自説を固めよう。

28 \*別件逮捕・勾留の判断基準

29 \*198 I 但の解釈

30 \*余罪取調べの可否についての判断基準

31  
32  
33 **■047■ 事実上・法律上の司法取引**

34 ◎取調べの際に、捜査機関から取引をもちかけられることがある。

35 \*どんな取引がもちかけられる？ 例を3つ挙げなさい。

36  
37  
38  
39 \*このような取引をもちかけることにはどのような問題がある？

40  
41  
42 \*略式手続や即決裁判手続が取引の材料に使われる危険性について

43 ・略式手続をもちかけられた場合、被疑者はどのように考えやすい？

44  
45 ・即決裁判手続をもちかけられた場合、被疑者はどのように考えやすい？

46  
47 \*2016年の法改正により、「合意制度」が新設された。

48 ・一言でいうと、どのような制度？

49  
50 ・めんどろがらずに、書かれた法を一通りチェックしておこう。